

ただ、遺物の多くは、市外の大学などが出土しています。

雨滝遺跡は、古くから地元の研究者や大

学などによって発掘調査が行われており、多くの縄文土器や石器、以前このコーナーで紹介した遮光器土偶などが出土しています。

皆さんには雨滝遺跡をご存知でしょうか？おそらく多くの皆さんはこの遺跡を知らないと思います。しかし

この遺跡はすごいのです！



雨滝遺跡は、現在その多くがリンゴ畑になっております

縄文のロマン！

「雨滝遺跡」

市埋蔵文化財センター

☎ 23-8020 (20)

DOKI DOKI
たいむとらべらー



遮光器土偶

や博物館に収蔵されたり、埋蔵文化財センターで収蔵されている遺物は、ごくわずかです。そのため、今年の埋蔵文化財センター秋の企画展は「雨滝—華麗なる縄文の美」ということで、埋蔵文化財センターで収蔵されている遺物以外に、個人収蔵の遺物や県立博物館・県外の大学で収蔵されている遺物を展示します。

企画展は、12月6日までやつておられますので、どうぞお立ち寄りの上、ご覧ください。遮光器土偶が首を長くして目を細長くしてお待ちしております！

3. 各種講座、健康教室など地域学習活動

4. ボランティア活動

5. 環境美化運動などの各種住民運動

6. その他、地域活性化に寄与する活動

以上の1～6の活動の中から3回以上の活動を行う地域組織



地域でできること、始めませんか！

に対して1万円を交付します。
④コミュニティ施設運営交付金

地域公民館、集会所など地域活動の拠点となるいる施設の維持運営にかかる経費（指定管理委託料分を除く）が1万円以上要する場合1万円を交付します。※①～④について、交付対象組織は町内会、常会、部落会、地域公民館などですが、ひとつの交付金を同地域の複数の組織で申請することはできませんので、地域内で調整してください。

まだ申請をしていない組織は、申請のご相談をお早めに。

この欄の問い合わせは、市地域づくり推進課（内線653）まで

こみゅにTe@たいむ

29杯目

町内会・常会長、公民館長さま 交付金の申請をお忘れなく

市は、町内会、常会などが行う環境整備や、地域活動、地域公民館などの集会施設の維持運営などに対して交付金を交付しています。このような活動をしている地域組織で、まだ平成21年度の交付申請をしていない組織は申請してください。

①環境整備等交付金

町内会、常会などが行う道路の草刈り、側溝の清掃、除雪作業に対して、回数にかかわらず1種類の活動に対して5千円の交付金を交付します。

②町内会等設立交付金

町内会、常会などのない地域で、町内会などを設立する組織に対して設立事務費として2万円を交付します。

③コミュニティ活動交付金

1. 地域の運動会、演芸会のような住民の結びつきを深める活動

2. 花壇づくり、防犯・交通安全運動など生活環境向上させる活動